

消防学校における教育訓練について

消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号）

（消防学校等）

第五十一条 都道府県は、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほか、単独に又は共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置しなければならない。

- 2 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、単独に又は都道府県と共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置することができる。
- 3 前項の規定により消防学校を設置する指定都市以外の市及び町村は、消防職員及び消防団員の訓練を行うために訓練機関を設置することができる。
- 4 消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保するように努めなければならない。

消防学校の教育訓練の基準（平成15年11月19日消防庁告示第3号）

（趣旨）

第一条の二 消防学校の学校長（以下「学校長」という。）は、各教育訓練の種類又は種別ごとに、この基準に定める到達目標を達成するため、この基準に定める標準的な教科目及び時間数を勘案して、必要と認める教科目及び時間数を定めるものとする。

（教育訓練の種類）

第三条 消防学校の教育訓練の種類は、消防職員に対するものは初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育とし、消防団員に対するものは基礎教育、専科教育、幹部教育及び特別教育とする。

6 「特別教育」とは、第二項から前項までに掲げる教育訓練以外の教育訓練で、特別の目的のために行うものをいう。

（消防団員に対する特別教育）

第十一条 消防団員に対する特別教育の到達目標並びに教科目及び時間数は、目的に応じて適宜編成するものとする。

準中型免許の新設に係る対応について（消防団で使用する自動車関連）

1. 問題の所在

(1) 準中型免許の新設

- 道路交通法の改正に伴い、平成29年3月12日から「準中型免許」（車両総重量3.5トン以上7.5トン未満）を新設。
- 平成29年3月12日以降に取得した普通免許で運転できる自動車は、車両総重量3.5トン未満となった。
 - ※ 平成29年3月11日以前は、普通免許で、車両総重量5トン未満の自動車まで運転可能であった。
 - ※ 平成29年3月11日以前に普通免許を取得していた者は、引き続き、車両総重量5トン未満の自動車を運転可能。

(2) 消防団で使用する車両

- 地域によっては、車両総重量3.5トン以上の消防ポンプ車等を消防団で所有する場合がありますため、運転者の確保が課題。

12. 対応策

(1) 消防団員の準中型免許取得に係る公費負担制度の創設

- **消防団員が準中型免許を取得する経費について助成する制度を地方公共団体において導入すること。**
- 平成30年度から新たに、以下の経費について**地方財政措置（特別交付税措置）**を講じる。

対象経費：平成29年3月12日以降に普通免許を取得した新規加入団員が、**準中型免許を取得する経費**に対して、

地方公共団体が助成を行った場合の当該助成額の一定割合

(2) 軽量の消防車両の活用

- 必要とされる消防力等、地域の実情を十分に勘案した上で、消防団で所有する自動車を**更新する機会等にあわせて、軽量の自動車（例えば、3.5トン未満の小型動力ポンプ積載車等）を活用すること**を検討すること。
 - ※ 3.5トン未満の消防ポンプ車の開発状況等、必要な情報提供を随時行う予定。